



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

神奈川県相模原市南区古淵二丁目 14 番 20 号
ブックオブコーポレーション株式会社
代表者 代表取締役社長 松下 展 千
(コード番号:3313 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 堀内 康 隆
電話番号 042-750-8588

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

事業内容の明確化をはかるとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条の事業目的を追加及び変更するものであります。

(2) 責任限定の規定一部変更

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 30 条及び第 40 条の一部を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 <u>書籍、コンパクトディスク、ビデオテープ、レーザーディスク、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、家庭用電化製品及びパソコン、ワープロ等の事務用機器、スポーツ用品、幼児用品、玩具、婦人服、紳士服、子供服、服飾雑貨、家具、日用雑貨品、時計、宝石、貴金属等の各中古品の仕入、補修、加工、販売及び輸出入</u>	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1 <u>古物の売買、受委託販売、補修、加工及び輸出入</u>

<p>2 <u>中古書籍、コンパクトディスク等のインターネット上での仕入、補修、加工、販売及び輸出入</u></p> <p>3～5 (条文省略)</p> <p>6 <u>書籍、幼児用品、玩具、日用雑貨品、衣料品、洋品雑貨、衣料用繊維製品、文房具、事務用品、オフィス家具、インテリア商品の仕入、販売及び輸出入</u></p> <p>7 <u>上記以外の中古物品の仕入、補修、加工、販売及び輸出入</u></p> <p>8 <u>レコード、コンパクトディスク、録音テープ、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフトの賃貸及び販売</u></p> <p>9～30 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>31 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>2 <u>インターネット上での古物の売買、受委託販売、補修、加工及び輸出入</u></p> <p>3～5 (現行どおり)</p> <p>6 <u>物品の仕入、販売、賃貸及び輸出入</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>7～28 (現行どおり)</p> <p>29 <u>携帯電話販売代理店の業務及び携帯電話の販売ならびに電話申込加入の事務代行業務</u></p> <p>30 <u>映画・コンサート・旅券等の各種チケット及び商品券の売買に関する業務</u></p> <p>31 <u>一般及び産業廃棄物の収集、運搬、処理及び再生ならびに再生品の販売及び輸出入</u></p> <p>32 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 27 日

以 上

本件に関するお問い合わせ先

経営企画部

井 上 徹

佐々木 真吾

電話：042-750-8588